

2013年2月7日
第4回知の市場年次大会

拠点:東京・日本橋室町 知の市場
知的財産権論
連携機関:プロメテ国際特許事務所

プロメテ国際特許事務所
代表弁理士 田村 爾

1. 機関の概要

プロメテ国際特許事務所は、国内外の特許・実用新案・意匠・商標に係る権利取得をはじめ、権利侵害への対応などを主な業務としている。代表弁理士の田村爾は、特許庁の審査官・審判官経験者であり、共同代表弁理士の杉村純子は、弁理士初の東京地裁知財調査官や、知的財産権関係の国際団体(LES, APAA等)の役員を務めるなど、少数精鋭の事務所ながら、顧客の多様なニーズに応える業務体制を備えている。「知の市場」での講義では、これらの実務経験を活かし、また、当事務所が持つ人的ネットワークを駆使して、知的財産権に係る貴重な話が聞ける機会を提供したい。

2. 2013年度の講義内容

2012年度まで日高東亜国際特許事務所が連携機関として実施してきた「知的財産権論」を引き続き、運営・実施して行く。

「知的財産権論」の講義は、以下の3つの観点を中心に展開する予定である。

(1) 知的財産権制度の基本と概要

知的財産権制度の社会的役割やその制度内容を理解するため、最初に全体の概要を紹介し、その後、特許権、著作権等の主な制度毎に解説を行う。

(2) 企業における知的財産戦略

主な業種の知財担当者から、直接、企業の知的財産戦略について紹介する機会を提供する。

(3) 各国知的財産権制度の概要

米国、中国等の主な国や地域における知的財産権制度の概要を紹介すると共に、最近のトピックスについて解説する予定である。

3. 開講にあたって

講義内容は、知的財産権全般について、短期間に概観することとなるため、受講者としては、全くの初心者よりも、知的財産権関連業務に従事している方又は当該業務に関心を持っている方が好ましい。